

いじめ防止基本方針

平成29年10月一部改訂

杉並区立泉南中学校

本校は、いじめ防止対策推進法の制定を受け、生徒が安心して学習、その他の活動を取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として、以下の基本方針を策定する。

いじめの定義と本校としてのいじめ問題への基本的な考え方

定義

生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

基本的な考え方

安心、安全のための学校として、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つ。認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめの防止等の対策のための組織を活用して行う。

1 本校におけるいじめ防止等に関する取り組み

1 未然に防止するための取組方針 (未然防止)

(1) 教員の指導力の向上と組織的対応・・・学校一丸となって取り組む

- ① 「いじめ防止基本方針」の策定
国・都・区の方針等を参考にし、学校の実情に応じ、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。また、取り組みの実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ② 学校いじめ対策委員会の設置
校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、SC、生活指導部で構成する。
- ③ 学校サポートチームの設置
PTA 役員、地域支援本部等で設置する。
- ④ 学級担任による問題を抱えた子供への積極的な働きかけ

(2) いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

- ① 「いじめに関する授業」の実施
- ② 生徒会等による主体的な取組への支援
あいさつ運動、泉南しぐさ等いじめ撲滅に向けての活動

2 早期に発見するための取組方針 (早期発見)

(1) 子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知

- ① 定期的な生活意識調査の実施
保健関係のアンケート、ふれあい月間の活用
- ② スクールカウンセラーによる全員面接
今回は1年生を1学期に全員面接
- ③ 定期的な個人面談の実施
- ④ 全教員による校内巡回等を通じた子供の観察
常に連絡・報告を密にとる
- ⑤ 関係機関との連携による学校非公式サイトの監視
警察等との連携により、サイバー犯罪の未然防止

- (2) 被害の子供、周囲の子供からのいじめ情報の確実な受信
- ① いじめ実態調査の実施、分析、活用
 - 生徒に信頼して記入してもらえる、日頃からの人間関係を築く。
 - 早急に分析し活用する。
 - ② 生徒会等による主体的な取組への支援
 - 小さな事でもこれ以上拡大しないための生徒会の取組を支援する。

- (3) 学校いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見
- ① 子供の行動の記録をとる
 - ② ファイリングの徹底
 - 委員会により保管する
 - ③ ファイリングされた情報や生活意識調査等により把握した情報の共有
 - 報告、連絡を密にとって行う。
 - ④ 迅速に行動する。

- (4) 保護者・地域との連携
- ① 学校便りや保護者会の積極的な活用
 - 事実は早急に報告する
 - ② 保護者相談の実施
 - 日頃から開かれた学校にし、いつでも気軽に相談や面談ができる雰囲気づくりをする。
 - ③ SCの活用
 - SCだよりの発行、カウンセリングの方法等わかりやすく紹介し身近なものにする。

3 早期に解決するための対応方針 (早期対応)

- (1) 学校いじめ対策委員会を核とした対応
- ① 情報の共有
 - いじめを発見した場合（いじめの疑いがある場合も含む）、その状況等を適時適切に管理職に報告し、組織的に対応する。なお、報告を怠った場合は、いじめ防止対策推進法第23条第1項違反となりえることに留意する。
 - ② 学校いじめ対策委員会を核とした対応方針の策定と役割分担の明確化
 - 複数で確認しながら連絡を密にとり対応する。
 - ③ 記録の保管
 - 情報共有とその後の的確な対応に資するよう、発生状況や対応経過等を正確に記録とともに、適切に保存する（保存年限は、関係生徒が卒業等をしてから5年間）。
- (2) 被害の子供・加害の子供・周囲の子供への取組
- ① 被害の子供の安全の確保とSC等を活用したケア
 - 状況確認のためもあり、ていねいに落ち着いて話を聞く。
 - ② 加害の子供に対する組織的、継続的な観察、指導等
 - 事実を確認し今後の対応を早急に話し合い、継続的に指導する。
 - ③ いじめを伝えた子供の安全の確保
 - 情報の守秘義務を守り、身の安全を保障し精神的に困惑しないように配慮する
 - ④ いじめ防止カードの活用
 - ⑤ 観察経過
 - いじめが解決した後、被害の子供・加害の子供・周囲の子供の人間関係を継続（少なくとも3カ月程度）して観察を続け、必要に応じ指導・助言を行う。

(3) 教育委員会・関係機関との連携

- ① 杉並区教育委員会への報告と杉並区教育委員会による支援
第一報を早急に行い、教育 SAT と連絡を取り合いながら、状況に応じて支援もお願いする。
- ② 学校サポートチームを通じた警察・児童相談所との連携・協力
支援本部や地域の方々とも連携しながら、協力を求める。

(4) 保護者・地域との連携

- ① いじめ対策保護者会の開催
可能な限り情報を収集し、事実を的確に伝え、今後の動きについて協力を求める。
- ② PTA の活用
事実を的確に伝え、教員、保護者、地域が協力して活動を行う。
- ③ 地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施
支援本部を中心に、学校外でのパトロール等必要に応じた活動を依頼する。

4 重大ないじめ事態が発生した場合の対応方針 （重大事態への対処）

早期発見、早期対応

(1) 被害の子供の保護・ケア

- ① 被害の子供に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護
早期対応に心がける。
- ② SC によるケア
常駐ではないため、緊急の時には教育サットの SSW にも協力を求める。
- ③ SSW による家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア
常に連絡を取り合って、学校側と重複しないようにする。
- ④ 適応指導教室への通級等の実施
- ⑤ 観察経過
いじめが解決した後、加害の子供や周囲の子供との人間関係を継続(少なくとも3ヵ月程度)
して観察を続けるとともに、安心して登校できるように全校で見守り、必要に応じて助言や
支援を行う。

(2) 加害の子供への働きかけ

- ① 別室での学習の実施
複数での対応を基本とし、計画的に行う。
- ② 警察への相談・通報
生活指導主任会や関係機関連絡会などでも、兆候があれば前もって知らせておく。
スクールソポーターとの関わりも、ふだんからとておく。
- ③ 懲戒や出席停止
校長、副校長に判断してもらうための事実経過等をしっかりとまとめておく。
- ④ 加害の子供とその保護者に対するケア
- ⑤ 観察経過
いじめが解決した後、被害の子供や周囲の子供との人間関係を継続(少なくとも3ヵ月程度)
して観察を続けるとともに、再発防止上のための指示や支援を行う。

(3) 教育委員会・関係機関との連携

- ① 杉並区教育委員会への報告と連携
副校長が中心となって速やかに行う。
- ② 児童相談所の福祉機関や医療機関との連携
- ③ 都教委の「いじめ等の問題解決支援チーム」の活用
- ①・③は区の教育 SAT と連携をとりながら、進めていく。

(4) 保護者・地域との連携

- ① いじめ対策緊急保護者会の開催
教育委員会と相談し、的確な役割分担を行い保護者への状況説明を行う。
- ② PTA の活用
周囲からの協力を求める。
- ③ 民生・児童委員等との連携
速やかな連携がとれるようにふだんから顔つなぎをしておく。

(5) いじめ防止対策推進法に基づく対応

- ① 法第 28 条に基づく調査
- ② 法第 30 条に基づく再調査

2 教育機関や関係機関との連携

- ・連携を密にした対応
- ・心理や福祉の専門家と連携した対応
- ・関係者との情報共有や役割分担による対応

3 いじめ防止に向けた組織

いじめ防止等に関する措置を実行的に行う

① 学校いじめ対策委員会

- 校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、SC、生活指導部
- ② 必要に応じて SSW、弁護士、警察官経験者（スクールソポーター）、子ども家庭支援センター職員等も加える。

4 教職員のいじめ防止に向けた対応能力を図るための取組

- ・いじめの問題に対する校内での共通理解
- ・いじめ問題への対応の仕方や体制を確実に理解する
- ・校内での研修や意識啓発の取組
- ・ネット上のいじめの理解や対応の確認

5 その他

- ・学校評価
- ・地域や家庭との連携
- ・教員が結束して、いけないことはいけないと、きちんと伝える姿勢
- ・生徒の良さを見つけ認め、ほめる指導
- ・教員からの声かけ（あいさつなど）
- ・全体指導として、一人ひとりの生徒に考え方をさせる機会をつくる

<いじめ問題への対応にあたって念頭に置くべき4つのポイント>
いじめ総合対策（いじめに関する専門家会議報告）より

1 教員の指導力の向上と組織的対応

学校一丸となって取り組む

- ・教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力
- ・学校全体による組織的な対応
- ・学校いじめ対策委員会を核とし、各々の教職員の役割と責任を明確化

2 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す

被害の子供を守る

- ・学級担任として子供への積極的な働きかけ
- ・学校いじめ相談メール
- ・スクールカウンセラーによる面接
- ・被害の子供の状況をきめ細かく把握

3 いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり

周囲の子供に働きかける

- ・子供を守り通すことを宣言
- ・守るために取組を、保護者や地域と連携して行う
- ・守るために取組を、継続的かつ徹底して行う
- ・いじめを見て見ぬふりをしないよう
　道徳や特別活動等での指導
　生徒会等による主体的な取組

4 保護者・地域・関係機関との連携

社会がかりで取り組む

- ・保護者会等を活用した情報の共有
- ・地域人材との連携による子供の見守り
- ・いじめの対応状況に応じて、警察や医療機関、福祉関係等と連携した対応